

一関市市有林を活用したJ-クレジット利活用連携パートナーの選定に係る 公募型プロポーザル仕様書

1 事業名

一関市市有林J-クレジット利活用連携事業

2 事業の履行期間

パートナー候補者選定の日から令和14年3月31日までとする。

3 目的

市が管理する市有林において、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度に基づいて創出したJ-クレジットを販売し、その販売益を活用した市有林の森林施業や、森林の循環利用による脱炭素・循環型社会を形成するため、J-クレジットの長期安定取引契約を行うとともに、本市との協議により連携事業等を検討するため、必要な事項を定めることを目的とする。

4 取引（売買）対象クレジット

J-クレジットの発行予定総量：18,451t-CO2

J-クレジットの発行予定時期：R6（1,525t-CO2）、R8（3,779t-CO2）、R13（13,147t-CO2）

ただし、森林施業の変更等により、発行業が増減する場合があります。

5 提案内容

上記4に示すクレジットを原則発行の都度、全量を購入することを前提として、以下の項目について、パートナー候補者選定後、協議する。

- ① 本市のJ-クレジット創出量、創出経費等を総合的に勘案した、連携協定締結に向けた協議
- ② 創出されるJ-クレジットの購入単価など
- ③ クレジットの販売益を活用した適切な森林管理の検討
- ④ 連携協定の締結時期
- ⑤ 市との協業により実施する事業
- ⑥ その他、連携協定の締結に必要な事項

（参考）一般販売による売買価格：12,500円/t-CO2（税抜き）

※単価は、応募者から提案のあった価格をもとに協議し、決定するもの。

6 守秘義務

パートナー候補者は、採択後の協議を行うに当たり、協議上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。協議完了後も同様とする。

7 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたときについては、双方が協議してこれを解決するものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、市の指示に従うものとする。